

青年婦人部 2022年度 次世代学習会

日時:2022年度6月24日(土)10:00～

場所:WEB

ハラスメントとそのリスク ～厚労省事案と紛争事案を踏まえて～

ハラスメントとは？

ハラスメント(Harassment)とは？

苦しませること、迷惑、嫌がらせなどを意味する英単語。

ハラスメントの種類について

セクハラ	セクシャル・ハラスメント	職場における性的ないやがらせ
パワハラ	パワー・ハラスメント	職場における優位な地位を利用した嫌がらせ
マタハラ	マタニティ・ハラスメント	職場における妊娠や出産者に対する嫌がらせ
アカハラ	アカデミック・ハラスメント	学校内において、教授や職員が学生や部下に行う嫌がらせ
アルハラ	アルコール・ハラスメント	一気飲みの強要など、お酒に関わる嫌がらせ
モラハラ	モラル・ハラスメント	言葉や態度によって行われる精神的な暴力

ハラスメントの中で最も多いのがパワハラです。

パワハラ具体例

①身体的な攻撃

[該当する例]

- ・ 足蹴り、殴打
 - ・ 怪我をしかねない物を投げる
- ＊ 刑法の暴行罪・傷害罪に該当する可能性も

[該当しない例]

- ・ 誤ってぶつかる
- ・ 誤って物をぶつけてしまったなど

②精神的な攻撃

[該当例]

人格を否定するような発言
際の学問者の面前での大声での威圧的比喩を
業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる
厳しい叱責を繰り返し行うなど...

[該当しない例]

遅刻や服装の乱れなど社会的ルール
マナーを欠いた言動・行動が見
られ、再三注意しても、その改善
させない労働者に強く注意する
ことなど。

③人間関係からの切り離し

[該当する例]

自身の意に沿わない労働者に対して、仕事を外し、
長期間たり別室に隔離したり、自宅研修する
など...

[該当しない例]

- ・ 新規採用の労働者の育成のために、
短期間集中的に個室での教育等
を実施することなど...

④過大な要求

[該当する例]

長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な
環境下での勤務に直接関係のない作業を命
ずることなど...

[該当しない例]

- ・ 労働者を育成するために現状よりも
少し高いレベルの業務を任せること
など...

⑤過小な要求

[該当する例]

管理職である労働者を退職させるために、
誰でも遂行可能な業務を行わせること
など...

[該当しない例]

経営上の理由により、一時的に、能力
に合わない簡易な業務に就かせること
など...

⑥個の侵害

[該当する例]

労働者を職場外でも継続的に監視したり、私

[該当しない例]

労働者への配慮を目的として、

物の写真撮影をしたりすること

労働者の家族の状況等について
ヒアリングを行うことなど...

セクシャルハラスメント

セクハラとは？

男女雇用機会均等法11条1項

職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの

性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの事業主は、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

マタミティハラスメント

定義

『妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、
減給、降格など不利益な扱いを行うこと』

マタミティに関する規定

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

男女雇用機会均等法第九条

- 1.事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。
- 2.事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3.事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4.妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

いろんなハラスメントがありますが、社内で嫌がらせな行為をされてる方を見かけたら、無視をせずに話を聞いて相談にのってあげる事が大事だと思いました。

あと、会社で相談窓口をつくることも大事なのかなって思いました。

川崎運送労働組合 書記次長 大内祐介